

米国—ECからの特定製品に対する相殺関税措置（21.5 条）パネル
（パネル報告 WT/DS212/RW 2005 年 8 月 17 日、採択 2005 年 9 月 27 日）

米谷三以

I 事実の概要

1 手続の時系列

2003 年 4 月 15 日	EC 及び米国、実施期間を 2003 年 11 月 8 日までとする合意を DSB に通知(WT/DS212/12)。
2003 年 10 月 28 日	米国、実施状況について報告(WT/DS212/13)。
2004 年 3 月 17 日	EC、米国に対して DSU4 条及び 21.5 条に基づく協議要請(WT/DS212/14)。
2004 年 5 月 24 日	協議実施。
2004 年 9 月 16 日	EC、パネル設置要請(WT/DS212/15)。
2004 年 9 月 27 日	DSB、パネル設置。
2005 年 8 月 17 日	パネル報告書、加盟国配布。
2005 年 9 月 27 日	DSB、パネル報告書採択(WT/DS212/18)。

2 対象措置

以下の製品に対する米国の相殺関税措置に関するサンセットレビューの判断であって、EC からの特定製品に対する相殺関税措置において協定違反とされたため、ウルグアイラウンド協定実施法 129 条に基づいて行われた見直しの決定¹。

- (1) フランス産防錆炭素鋼厚板；
- (2) 英国産炭素鋼厚板；及び
- (3) スペイン産炭素鋼厚板。(7.9—7.10 項)

米国は、民営化に関する新たな評価方法（「新民営化評価基準」）を公表し、上記(1)において適用した。

II 判断の要旨

1 手続的申立

¹ WT/DS212/15。

(1) パネルのマンデート

“the measures taken to comply in these proceedings”の解釈

DSU21.5 条は、“measures taken to comply”の協定整合性に疑問がある場合、21.5 条パネルが当該紛争について決定できるとする。したがって、21.5 条パネルのマンデートは、措置が遵守のために採用されたか否か、かかる措置は対象協定に整合的か否かの 2 点であり、これが設置要請に含まれる。本件ではこの点がまず争いとなった。(7.1-7.2 項)

当事者の主張

本件の対象措置について、EC は、上記(1)から(3)の相殺関税のサンセットレビューに関する米国ウルグアイラウンド実施法 129 条に基く手続（「129 条手続」）における決定及び上記件における相殺関税を維持していることが対象措置であると主張した。(7.3-7.4 項)

これに対し、米国は、原手続における DSB 勧告は、民営化前の補助金の取扱いに関するものであり、129 条手続における決定のうちそれ以外の部分たとえば民間企業に対する補助金に関わる変更されていない部分は、21.5 条手続の対象ではないとした。(7.5 項)

パネルの判断

カナダー航空機補助金（21.5 条パネル）ケースにおいて、上級委員会は、“measures taken to comply”という文言を、“measures which have been, or which should be, adopted by a member to bring about compliance with the recommendation and rulings of the DSB”と解釈している。換言すれば、「採用された措置」である加盟国の行為及び「採用されるべきであった措置」である加盟国の不作為とに異議申立てができるということであるとした。(7.6 項)

21.5 条手続においては、“measures taken to comply”に対する申し立てだけが認められる。何が“measures taken to comply”かは、パネルが決定する問題である。これは、EC-ベッドリネン（21.5 条パネル）ケースにおいて上級委員会が決定した。(7.7-7.8 項)

この問題については、パネル設置要請書の記載が限界を画する。EC は、設置要請において、原パネル手続において対象であった 12 の相殺関税決定のうち以下の 3 つのサンセットレビューにおける決定を対象措置として特定してい

る。(1) フランス産防錆炭素鋼厚板 (以下、「対フランス相殺関税に関する決定」)、(2) 英国産炭素鋼厚板 (以下、「対英国相殺関税に関する決定」)、及び (3) スペイン産炭素鋼厚板 (以下、「対スペイン相殺関税に関する決定」)。(7.9-7.10 項)

設置要請の注記において、EC はさらに、米国商務省が発出した非公表のメモランダムに言及している。これらの商務省メモは、米国ウルグアイラウンド実施法 129 条に基づいて米国商務省が行ったサンセットレビューにおける補助金のおそれについての修正決定を含む。129 条は、DSB によって WTO 整合性がないと判断された行政機関の措置を、「パネル又は上級委員会の判断に不整合でないようにする」ことを目的とした手続である。対英国相殺関税に関する決定及び対スペイン相殺関税に関する決定によれば、商務省の義務は、「対象のサンセットレビューをやり直すことでなく、上級委員会の判断と整合させることである」。対フランス相殺関税に関する決定には上記文言は存在しないが、民営化の場合の判断方法について上級委員会決定後に行った変更及び当該方法の適用に言及している。(7.11-7.14 項)

米国は、修正決定が民営化分析にのみ関係すると主張するが、パネルは同意しない。米国が行った修正は、補助金の継続又は再発のおそれの肯定的再決定である。対フランス相殺関税に関する決定においては、ユジノールの民営化を検討し、上記おそれの判断の根拠としたし、英国・対スペイン相殺関税に関する決定においては、民営化そのものの分析は行わず、対象生産者への別の補助金の認定に基づいておそれの判断を行った。よって、本件における”measures taken to comply”は、129 条決定における民営化の論点における判断に限定されず、補助金の継続又は再発のおそれを肯定した判断が”measures taken to comply”であると考えられる。したがって、商務省による証拠の判断についても、肯定的再決定が依拠した補助金プログラムに関する証拠の扱いも対象となる。(7.15-7.21 項)

上記決定のいずれも、損害のおそれの判断の改定を含んでいない。EC は、補助金付与のおそれの決定の改定に伴い、損害の継続又は再発のおそれの再決定を行うべきであったとする。これに対して米国は、EC-ベッドリネン (21.5 条パネル) ケースにおける上級委員会の理由説明を引用して、”measures taken to comply”は、原サンセットレビュー決定から変更されていない部分を含まないと主張する。(7.22 項、7.24 項)

損害の継続又は再発のおそれの判断を行うべきであるのに行わなかったことが対象となるか否かについて、第一に、加盟国に帰せられる(attributable)不作為(omission)が対象になることは先例上認められている。しかし、第二に、EC-ベッドリネン (21.5 条パネル) において争われた論点は、原手続において不服申し立てが棄却された点であり、履行のための手続とは別に取り扱うことのでき

た論点であった。上記と異なり、本件において、損害のおそれの分析は、129 条 手続において含められておらず、また EC は、原手続において損害のおそれの分 析について争っていない。EC—ベッドリネンの判断は、ダンピング輸出の数量 減少が損害分析における「他の要因」の影響にインパクトがあると結論する理 由はないとしており、調査当局の行為の効果が関連性を有することを支持して いる。この議論に依拠し、本件特有の事実関係に照らせば、損害のおそれの判 断がなかったことは対象にはならない。米国サンセット手続は、各輸出者毎で なく命令ベースで行われ、かつ補助金マージンの再計算を行わない仕組みとな っているため、補助金付与のおそれの判断は肯定否定の二択となり、否定であ れば損害のおそれの判断の必要はなく、肯定であれば損害のおそれの判断への 影響はないからである。(7.23 項、7.25—7.31 項)

EC は、相殺関税を撤回しなかったことが”measures taken to comply”であると主 張するが同意できない。”measures taken to comply”は、上記のとおり、補助金付 与のおそれの皇帝的再決定であり、相殺関税の撤回しなかったことはその結果 に過ぎない。(7.32—7.33 項)

[7.34—7.40 項は省略]

本件手続における申立事項の範囲

当事国の主張

米国は、原手続において争われている事項から見て、民営化前に付与された 配賦可能な補助金の取り扱いに関する DSB 決定への整合性確保のために採用さ れた措置に限定され、サンセットレビュー判断に関する 129 条決定のうち、DSB が取り扱っていないそれ以外の論点に関するものは、本件手続の範囲外である と主張する。この点の根拠として、米国は、EC—ベッドリネンにおける上級委 員会の判断に言及し、原手続において変更されなかった調査当局の判断は 21.5 条手続では争えないのが先例であると主張する。(7.41—7.42 項)

これに対し、EC は、本件は、原手続において対象でなかった新しい措置の部 分について新しい申立てを提起しているのであり、これらは原手続において争 い得ないものであったという点で、EC—ベッドリネンとは区別されると主張 する。あらたな措置が適用協定の規定に整合的か否かが 21.5 条手続の対象事項 であり、誤った部分を取り除いた結果新しい不整合が生じる場合には、かかる 誤った部分の取り除きだけでは履行として不十分である。129 条手続における判

断は、不整合を是正するために、新規な証拠と新規な理由付けに基づく新しい措置であり、これに対して EC は新しい申し立てを行うものである。(7.43-7.45 項)

パネルの判断

設置要請に含まれない申立（対フランス相殺関税に関する決定における損害のおそれの判断に対する申立）について当事国は若干議論している。パネルは、パネルのマンデートの根本に関わる根本的性質(fundamental nature)を有する事項については、当事国の主張を待たずして、その発議により検討することができることは、上級委員会が明らかにしているとして、この問題を取り上げた。対フランス相殺関税に関する決定に関する設置要請の文言には、「損害」の語が含まれず、損害のおそれに関する条文を引いているとしても、複数の義務を示している条文を引用しただけでは申立事項の特定に関する DSU6.2 条の要件を満たしていないこと先例であるから、損害のおそれに関する申立は設置要請に特定されていない。EC が第一サブミッションにおいて議論したことは、特定の十分性の欠如を解消するものではない。このことは、EC-バナナにおける上級委員会決定において示された。したがって、上記申立は、本件パネルの対象事項には含まれない。(7.47-7.52 項)

英国・対スペイン相殺関税に関する決定の損害の判断における証拠の検討不足については、新規な申立がマンデートに含まれるかどうかの問題となるが、EC-ベッドリネンほかの先例を検討した結果、21.5 条パネルは、“measures taken to comply”における元の措置の新しい又は改正した要素を成す点であって、原手続において検討することができなかった点については検討することができるが、“measures taken to comply”において変更されていない要素であり、かつ原手続においてすでに争われ、かつ申立が棄却された点については検討することができない。ただし、本件における問題は、“measures taken to comply”において変更されていない要素であるが、実施のために変更すべきであった点であり、これは議論されていない。(7.53-7.65 項)

英国・対スペイン相殺関税に関する決定の損害の判断における証拠の検討不足については、129 条手続において変更されていない点であり、原手続において EC は争うことが出来たと米国は主張する。これに対して、EC は反論し、元のサンセットレビューの判断と 129 条手続における判断とは事実のベースが異なるため、原手続において争うことが出来なかったと主張する。(7.67 項)

パネルは、この申立は、マンデートに含まれると考える。民営化前の補助金に関する証拠及びグリーンウェッドの関連生産設備の売却の相対的重要性は、補

助金のおそれの再決定の結果として変化している。カナダ航空機補助金のケースでは、“measures taken to comply”に関連する事実が、原手続において対象であった措置に関連する事実と異なる場合には、新たな申立を検討する子尾が出来るべきであると上級委員会は判断した。本件において、補助金のおそれに関する再決定は、元のサンセットレビューにおけるのと異なる理由付けかつ事実に基づいている。元の決定は、民営化前の非再発性補助金から生じた利益の継続だけに依拠していたのに対して、129条における肯定的再決定は、かかる補助金以外の補助金プログラムだけに依拠している。また、判断の根拠が異なる以上、ECが原手続において争えなかったといえる。争えたとしても、元の決定から変更された点であるので結論は変わらない。当事国のデュープロセスに対する権利も考慮すべきであるが、本件においては、米国は、判断の根拠を変更することによりみずから上記論点を導入したものであり、予測できたといえる。(7.68-7.71 項)

これに対して、損害のおそれの判断に対する申し立ては、パネルの TOR を超えると考えられる。第一に、英国・対スペイン相殺関税に関する決定において、損害のおそれの判断は、“measures taken to comply”の一部ではないし、第二に、先例は、元の手続において提起しなかった論点を 21.5 条手続において提起することができるようにも見えるが、本件は、元の手続における措置と変わらない措置であり、かかる点に対する申し立てを認めると、元の手続において申立国が提起しそこなった論点を提起する 2 回目の機会を付与することになる。(7.72-7.75 項)

Standard of review

省略する。(7.78-7.83 項)

Burden of proof

パネルの判断

21.5 条手続における立証責任は、申立国側にある。民営化が独立当事者間でかつ fair market value 行われた場合、民営化された生産者に対して利益が継承されたことを証明する責任は調査当局側に存する。(7.84-7.86 項)

2 実体的判断

(1) 対フランス相殺関税に関する決定

事実認定

パネルが認定した事実は以下のとおり。原手続におけるパネル及び上級委員会の判断を DSB が採択した後、商務省は、民営化における新しい評価手法（「新民営化評価方法」）を公表した。（この手法自体は EC によって争われていない）さらに商務省は、129 条手続によって、対フランス相殺関税に関する決定について、SCM 協定及び GATT1994 に違反すると判断された原サンセットレビューにおける補助金の継続又は再発のおそれの判断の見直しを行い、決定メモランダムを提出した。商務省は、129 条手続において、上記新民営化評価手法をユジノールの民営化に適用した。ユジノールの民営化は、4つの異なるクラスの買い手（①国内在住のフランス、EC 又は EEA 国民（「フランス公募」）、②ユジノールの現又は前従業員に対する売り出し（「従業員公募」）、③安定株主に対する売り出し（「安定株主公募」）および④フランスおよび国際的市場における一般向け公募（「一般公募」））に対する株式の売り出しによって行われ、それぞれの販売は、異なる制限が付されている。従業員は、5.16%の株式を有している。商務省は、従業員公募以外の売り出しについてのみ、独立当事者間でかつ公正な市場価格において販売されたと認定した。この認定に基づいて、商務省は、原サンセットレビューにおける補助金のおそれの肯定的決定を是認し、相殺関税レートを 15.13%のままとした。（7.88－7.93 項）

民営化全体でなく、従業員公募など個々の売り出しについて検討することの成否

当事国の主張

EC は、ユジノールの株式の平均支払価格は、民営化委員会が会社の価値を償還し、b 商務省が特定した市場価格の範囲に収まっており、したがってユジノールの民営化は、全体として、公正な市場価格で行われたと主張する。さらに、米国の手法は、一種のゼロイングであるとして非難し、またパネル・上級委員会は、会社の民営化全体という文脈でいかなる状況が独立当事者間で公正な市場価格で行われたかどうかを検討したと指摘する。（7.101－7.102 項）

米国 は、買い手の区別に従って分析を行うことは禁じられておらず、各加盟国は合理的な方法を開発する裁量を有すると主張する。さらに、EC の主張する平均法は、独立当事者間取引と公正な市場価格とを不十分にしか取り込んでい

ない。商務省の公正な市場価格法は、数量的な要素のみならず、いくつかの”process-oriented”の要素たとえば買い手の範囲の制限や入札過程の状況を考慮するものである。一部分でも独立当事者間取引でかつ公正な市場価格で会社が売却されないならば、論理的にみて、非再発性補助金は引き続き総裁可能といふべきである。本件においては、ユジノールの従業員は優先株式に対して公正な市場価格を支払っておらず、したがって何かを無料で得ているわけであり、結果として対応する部分について民営化前に得た利益が存続しているとする。(7.103-7.104 項)

パネルの判断

商務省は、4つの異なるカテゴリーの株式売り出しに関する販売取引を別々に検討し、それぞれに対し、新しい民営化評価手法を適用し、独立当事者間取引として行われたか、公正な市場価格で行われたか、結果として利益が消滅したかを検討している。ユジノールの民営化が独立当事者間取引であるか否かについては、商務省はまず、”arm’s length”の定義を当てはめている。カテゴリー間では、販売方法が異なり、かつ株式価格も異なることから、それぞれを個別に検討し、従業員公募だけを独立当事者間取引ではないとした。ユジノールの民営化が公正な市場価格で行われたか否かについては、まずベンチマーク価格があるかどうかを検討し、それが無いことを認定した後に変更通知に例示列挙されたいくつかの要素一すなわち客観的分析、購入価格、参入に対する人工的障壁、コミットした投資かどうか、同時に補助金が存在するかによって販売過程を検討した。ユジノールの価値評価を検討するにあたって、商務省は、「ユジノールの価格の客観的分析に基づく提案に従ったと結論した。民営化委員会は最低平均株価を決定するにあたり、ユジノールの価値の独立した評価に依拠したとする。しかしながら、購入価格の分析においては、仏政府がこの最低価格を得たかどうかではなく、市場決済価格(market clearing price)を得たかどうかを問うとした。商務省は、市場決済価格が公正な市場価格すなわち取り分を最大化することのできる価格を反映するものであると説明している。その上で、フランス公募及び一般公募において需給がバランスした価格として、市場決済価格が 86 フランスフランから 89 フランスフランの間であるとした。その上で従業員公募が、独立当事者間取引でなく、かつ上記市場決済価格を下回る 66 フランスフランで行われたことから、補助金の継続又は再発のおそれを認定した。(7.107-7.113 項)

補助金協定 14 条は、利益を計算する方法が国内法又は規則に規定されていることを要求し、かつその適用が透明かつ十分に説明されることを要求している

が、“any” method についてであり、一以上の方法があることは条文上前提とされている。また本件においても、パネルも上級委員会も従うべき方法を正確に確立してはいない。ECは、パネル・上級委員会の判断は、民営化を全体として扱うことを前提としていたと主張するが、理由がない。

したがって、合理的な方法を選択できるとする米国の主張を採用し、米国の方法が合理的であり、透明性があり、十分に説明されたかを検討する。(7.114－7.118 項)

米国の方法は、合理的な方法ではあり、透明性をもって適用されている。(7.119－7.121 項)

従業員公募は独立当事者間取引か

当事国の主張

ECは、arm’s length の Black Law Dictionary における定義を引用し、従業員は独立当事者であるとする。問題の関係は、民営化後の関係であり、民営化前の関係ではなく、ユジノールの従業員は政府に雇用されているのではないこと、政府は対象企業の日々の運営には関与していないことなどを挙げ、また前従業員については、政府との関係はまったくないとする。(7.124－7.126 項)

これに対して米国は、EC の主張は米国制度を誤解しているとする。第一に、当事者の関係（本件では従業員とユジノールとの関係）を検討し、従業員は、ユジノールと一体であるとする。この点は、従業員公募が優遇条件であることにおいて示されている。第二に、非関連当事者間であればどのような取引となったかを検討することになる。また、問題は取引が利益を消滅させたか否かであり、民営化後に起きたことは関係がないとする。(7.127－7.129 項)

パネルの判断

“arm’s length”の概念については、補助金協定上も過去の先例上も定義はないが、問題は、新しい民営化評価手法の適用である。パネルは、商務省の判断は、買主の売主との関連性を問うべきところ、ユジノールとの関連性のみを説明しているという点で誤りがあると考えられる。ただしこのテストは、公正な市場価格で行われたかどうかを判定するためのものに過ぎず、当局はさらに、民営化が利益を消滅させたか否かについて検討する必要がある。(7.130－7.140 項)

従業員公募は公正な市場価格で行われたか

当事国の主張

ECは、従業員への販売価格は、割引があるが、これは再販売制限にかかるリスクを反映したものであって、公正な市場価格であると主張する。また民営化の過程において従業員に対して公募を行うことは普通に行われていることであると主張する。(7.141－7.142 項)

米国は、再販売制限は他の公募にも付されており、従業員公募独特の条件ではないこと、またどのようにリスクを反映したのか説明がないこと、また民営化における通常の実務であるか否かは無関係であるとする。(7.143 項)

パネルの判断

パネルは、商務省が人為的な参入障壁の有無を検討するにあたり、販売過程が従業員に限定されていることを認定した。さらに、購入価格を分析にするにあたっては、フランス公募と一般公募の条件に焦点を当て、86 から 89 フランが市場決済価格であると判断した。ただし、従業員公募については条件について質的な検討はなく、68 フランの販売価格のみをもって直ちに上記市場決済価格外であるとしたと認定した。コミットした投資であるかどうかについては、条件は購入前に知られていたものであり、株式価格に反映されているとした。結論として、商務省は、販売先が限定されていること、及び株式価格が市場決済価格よりも低いことを根拠として、従業員公募は公正な市場価格で行われていないと認定した。この価格差について、ECは、再販売制限のリスクを反映したものであると主張し、米国は、かかる証拠が提出されていないと主張した。しかし、公募間の条件の違いについて、商務省は、「再販売制限がそれだけでユジノールの従業員に対する割引を説明するものではない」とするのみで、違いの現実の効果を検討していない。米国－防錆鋼板サンセットレビューの件で上級委員会が述べたように、サンセットレビューにおいて調査当局は受動的でなく積極的な(active)意思決定者の役割を求められるところ、従業員に対する割引の根拠についてそれ以上に証拠収集をすべきか、又は対象国政府が説明をすべきかが問題になる。補助金のケースにおいては、民営化の条件に関する情報を有するのは民営化を行っている政府であるから、上記割引についてはフランス政府が立証すべきである。本手続においてかかる立証を EC に求めたが、何ら追加的証拠は提出されなかった。また、通常取引であるかどうかは何ら関連性がない。したがって、従業員公募の価格は独立当事者間価格でないとした商務省の判断は不合理ではないとした。(7.147－7.156 項)

補助金協定 10 条など

事実認定

商務省は、従業員公募によって民営化前の非再発性補助金の利益が消滅しないとし、措置を撤廃すると相殺可能な補助金が継続又は再発するおそれがあるとした。残存する未配賦の補助金残額を明示に特定せず、単に 5.16%の株式が独立当事者間取引でかつ公正な市場価格で販売されていないと認定した。商務省は企業ごとの再計算を行わないため、元の相殺関税率をそのまま維持している。(7.159-7.164 項)

パネルの判断

補助金協定 14 条は、利益の計算に用いる方法の適用における透明性及び十分な説明義務を課している。21.3 条は、補助金及び損害の継続又は再発が決定される場合にのみ、5 年間を超えて相殺関税を課することができるかと規定する。これらについては、従業員公募が公正な市場価格で行われたことについて理由を付した十分な説明を行っているので、米国は義務に違反しているとはいえない。(7.167、7.170、7.172 項)

補助金協定 10 条、19.4 条及び 21.1 条は、調査当局が存在すると認定した補助金の額と期間とに相殺関税を限定する義務を規定しており、この義務との関係が問題になる。原手続において上級委員会は、命令単位でサンセットレビューを行うことを許容しており、この文脈で補助金のおそれの認定を評価すべきである。利益のごく一部分が民営化された企業に引き継がれたことをもって補助金のおそれ及び相殺関税の維持の根拠とすることは可能である。これは直ちに、最初の相殺関税命令どおりの相殺関税を賦課すべきということの意味しないが、米国の遡及的関税システムのもとでは、輸出者は上記一部の利益だけが引き継がれたことを、年次見直し又は状況変化見直しにおいて考慮されないと考える理由はない。よって、対フランス相殺関税に関する決定は 10 条等に違反しない。(7.166、7.168-7.169 項、7.173-7.176 項)

なお、この点については、中間レビューにおいて、遡及的システムの場合に義務を緩和する趣旨かとの指摘があったが、かかる趣旨ではないとのクラリフィケーションがなされている。(6.5-6.6 項)

(2) 対英国相殺関税に関する決定

事実認定

対英国相殺関税に関する決定における対象措置は、129 条手続における補助金のおそれの肯定的再決定であり、この措置に対して、EC は、(1)BS の民営化が独立当事者間取引であり、公正な市場価格において行われたものであることを認定しなかったことで、補助金協定 10 条等に違反し、(2)利益がもはや存在しないという証拠を無視したことによって、補助金協定 21.3 条に違反し、(3)相殺関税を撤廃した場合に損害が継続又は再発するおそれがあるか否かを判断しなかったことで同 21.3 条に違反すると申し立てた。しかしながら、損害のおそれに関する判断は“measures taken to comply”の一部でないので、上記(3)の申し立ては検討しない。(7.180－7.181 項、7.183 項)

民営化が利益を消滅させたか否かを検討しなかったこと

当事国の主張

EC は、商務省が、BS の民営化が利益を消滅させたという証拠があるにもかかわらず、かかる点の判断をしていないので補助金協定 21.3 条に違反するとし、また補助金協定 10 条等に違反すると主張する。(7.185－7.189 項)

米国は、商務省は、BS の民営化が独立当事者間取引でかつ公正な市場価格で行われ、したがって利益が消滅したとの仮定において検討したと主張する。したがって、補助金のおそれの判断は、民営化前の補助金の利益の存否でなく、民間企業であるグリーンウェッドに付与されている補助金の利益に依拠するものであるとし、したがって、DSB 決定に違反するはずがないとする。グリーンウェッドに対する補助金が継続していることは原サンセットレビュー決定において言及されているにもかかわらず、EC はこれに対して異議を申し立てていない。したがって、21.5 条手続において争うことはできない。(7.190－7.194 項)

パネルの判断

原手続における判断は、補助金協定 10 条などの下において、調査当局が、民営化された生産者に民営化前に付与された非再発性補助金の利益が存続しており、相殺関税を維持するかどうかを検討するために、民営化が独立当事者間取引であり、公正な市場価格において行われたかどうかを検討することを義務付

けている。(7.198－7.203 項)

対英国相殺関税に関する決定は、新民営化評価手法を適用せず、仮に、BS の民営化が利益を消滅させるように行われたと仮定してもなお、補助金のおそれの判断に影響を及ぼさないと判断した。すなわち、民間企業であるグリーンウェッド社への補助金を根拠として補助金の継続又は再発のおそれを認定した。(7.204－7.205 項)

しかし、民営化が利益を消滅させるように行われたと仮定したことは、実際に検討することとは同視できない。「決定」とは、論証又は調査から結論するなどの行為を意味する。また実際上も、将来見直しを行った際に、かかる仮定が、民営化が利益を消滅させるように行われたとの判断と取り扱われるかどうか不明である。したがって対英国相殺関税に関する決定は、補助金協定 21.3 条等に違反し、DSB 勧告を遵守していない。(7.206－7.217 項)

129 条手続における証拠の取り扱い

当事国の主張

EC は、商務省が、グリーンウェッド社がもはや対象産品を生産していないこと、当初決定においても補助金から利益を得ていたとの証拠がないこと、さらに、BS 社に特定されない補助金は鉄鋼産業においてすべてもはや存在せず又は利用可能でなかったとの証拠を無視したとする。EC は、サンセットレビュー等において調査当局がすべての関連ある事実を考慮するよう付加的なステップを踏むべきとした米国－サンセットにおける上級委員会判断を引用し、米国はかかる手順を踏んでいないとする。(7.218－7.222 項)

米国は、原手続におけるパネル・上級委員会のいずれもグリーンウェッド社に対する補助金について判断していないことを指摘し、この点の判断は 129 条手続において変更されていないため、21.5 条手続の対象とは成らないと主張する。129 条手続において、上記 EC の提出した証拠を検討しないのは、129 条手続がサンセットレビューにおける判断を全体としてやり直すのではなく、上級委員会の判断と整合的にするための手続であるためである。とりわけ、EC の主張は民営化とは無関係であり、21.5 条手続の対象ではないとする。(7.223－7.226 項)

EC は、カナダ航空機における上級委員会の判断を引いて、21.5 条パネルのマンデートが新措置の WTO 協定整合性を検討することにあるとし、措置の問題点を除去するだけでは不十分であり、問題点の除去が新たな問題を生じさせることを許すものではないとする。本件においては、グリーンウェッド社への補助金の問題は、商務省がこの点に依拠して初めて問題となったものであり、当初

のパネル手続において争うことができなかった。このケースは、EC—ベッドリネンと異なり、当初のパネル手続で提起され棄却されたわけではない。(7.227—7.229 項)

パネルの判断

米国—サンセットにおいて、上級委員会は、補助金協定 21.3 条とほぼ同じ A D 協定 11.3 条について、サンセットレビューにおいては、調査当局は積極的な行動が期待され、適切な程度の慎重さをもって行動し、検討過程において収集された情報に基づいて理由付けのなされた結論 (**reasoned conclusion**)をしなければならないとされた。また、ダンピング・損害のおそれを決定(**determine**)するとは、単に、おそれを仮定するのでは足りず、理由のある適切な結論を導く十分な事実に基づいていなければならないとされた。これらは、規定の類似性から補助金協定 21.3 条においても適用される。米国—サンセットも同様の結論を導いている。原手続におけるパネルも同じである。(7.232—7.237 項)

129 条手続における判断は、グリーンウェッド社に対する補助金にのみ依拠している。しかし、グリーンウェッド社への補助金に関して、Corus グループ及び英国政府は、同社がもはや補助金から利益を得ていないことの証拠を提出したが、かかる証拠を商務省は検討していない。原サンセット手続においては、グリーンウェッド社への補助金が根拠とされたのではなく、生産者／輸出者の非協力を根拠として補助金のおそれの認定がなされたのである。原サンセットレビューにおける判断においては、補助金が完全に償却された証拠又は外国生産者・輸出者の手続参加がなければ補助金が継続し又は再発するおそれを認定する、としており、特定の社の名称を示していない。したがって、原サンセットレビューにおける判断と、見直しにおける判断とは異なった根拠に基づいている。(7.239—7.245 項)

この点において、商務省は補助金のおそれに関する肯定的決定の根拠を変更することにより、決定を変更しており、“**measures taken to comply**”が補助金のおそれに関する肯定的決定である以上、上記 E C の主張はパネルのマンデートの範囲内である。(7.246—7.248 項)

DSU21.5 条は、実施国政府が“**measures taken to comply**”を対象協定に違反しないことを確保するよう義務付けており、したがって、本件調査当局は、129 条手続における証拠の取り扱いにおいて補助金協定 21.3 条に違反しないようにする義務を負う。この点、原手続において提出され、棄却された証拠と、新しく提出された証拠とを分けて考えるべきである。EC 及び英国政府が原手続において提出し、不十分として退けられた証拠を 129 条手続において拒否したことは 21.3

条に違反するものではない。これに対し、初めて提出された証拠を拒否したことは、補助金の利益の存否判断に不可欠の証拠を考慮しなかったことになる。(7.246-7.254 項)

(3) 対スペイン相殺関税に関する決定

対英国相殺関税に関する決定とほぼ同様であり、省略する。

III 解説

1 21.5 条手続における申立事項

(1) “measures taken to comply” の範囲

まず、アンチダンピング関税又は相殺関税において、ダンピング・補助金額の認定と損害・因果関係の認定とを切り離して 21.5 条手続において対象措置となし得るかどうかを検討している。一般論としては、ダンピングマージン又は補助金額の認定が異なれば、因果関係の認定に必ず影響が及ぶはずである。したがって、補助金額の認定が変更された場合には、因果関係の認定も見直しを行うことはむしろ自然であるから、そうした見直しの結果の判断が違法であれば後続の 21.5 条手続で争い得るとすべきである。米国の主張に拠れば、因果関係論について検討をまったくせず、そうした可能性の検討もしていないというケースにおいて、因果関係について検討しなかったことが **measures taken to comply** に含まれない（つまり 21.5 条手続では争えない）ことになってしまう。たとえば、当初の措置において、損害・因果関係の認定に問題がなく、したがって争っていなかったというケースで、21.5 条でなく、通常のパネル手続を利用すべきとすることが合理的とは思われない。

ただし、本件においては問題となったのは、サンセットレビュー手続における判断であり、パネルもその点を明示に考慮して損害・因果関係に関する判断は、“**measures taken to comply**”に含まれないとした。米国のサンセットレビュー手続における判断は、既存のアンチダンピング又は相殺関税措置を継続するか否かに限定されているが、かかる手続においてマージンを計算し直す必要はないとするのが先例である（米国—サンセット上級委員会報告書 149-150 項）。サンセットレビュー手続が、個々の輸出者のマージンを分析する通常のレビュー手続と並存していることに鑑みれば、サンセットレビューにおいても同じ役割を認めるのは合理的でなく、上記上級委員会の判断は支持できると考えるが、この点を考慮すれば、ダンピングなり補助金なりが継続せず、かつ再発のおそれもないと判断すべき場合を除き、因果関係には影響がなく、“**measures taken to**

comply”にはなり得ないということになる。

2 民営化の場合の補助金の利益の存続

本件において実体法上問題になったのは、原手続と同じく、民営化前に付与された補助金の利益が民営化後も残存するとされるのはいかなる民営化が行われた場合か、と言う問題である。本件では、民営化プロセスにおいて従業員に販売された分が割引価格であったことが問題となり、「独立当事者間の公正な価格」による取引であったかどうか問題となった。

第一に、複数の売出しを行った場合に、対象別に個々の売り出しにおける価格を検討することが妥当であるとされた。第二に、本件においては、公正な市場価格を下回る価格での売却分についてのみ利益が存続するとした。

第一の点については、売り出し全体がパッケージで行われたという立証がない以上は、個々の売出しの商業的合理性を検討することを禁止する理由はないとしても良さそうであるが、後にみるように第二の点とも関連する部分もある。

第二の点については、民営化によって利益がどのように消滅するかを検討する必要がある。公正な市場価格以上で買い受けた投資家は、その額に見合った投資収益を要求するであろうから、たとえば余剰の資金があれば配当を通じて吸収し、そうでなければ、補助金の分だけ価格を下げて輸出するといったことのないよう行動するであろう。逆に低価格で買い受けた投資家は、相対的に小さい見返りしか要求せず、配当水準も上げないために補助金の利益も残存するし、さらに補助金の利益を使って低価格での販売を継続することも認めるであろう、ということかもしれない。以上の議論が妥当するならば公正な市場価格以上での買い受けについては利益が消滅しており、そうでない買い受けについては利益が残存するということになる。

しかし、上記のような分析的な検討には問題がないとはいえない。公正な市場価格以上で購入した株主がそれに見合った配当を求めるということについては異論は少ないであろう。しかし、公正な市場価格未満で購入したとしても、民間主体である以上、その見返りの要求を抑制するという保証はない。補助金を付与した政府は、補助金の分だけ販売・輸出価格を引き下げて受領者の価格競争力を強化・維持・回復することをまさに意図しているわけであり、配当を引き上げたり、価格を下げないように指導したりといったことはしないであろう。しかし、民営化により株式を譲り受けた株主が同じ方針を採用する保証はない。公正な市場価格未満で購入した株主も、民間主体である以上、利益を最大化すべく、公正な市場価格以上で買い受けた株主と同等の投資収益を要求すると想定するほうがむしろ合理的かもしれない。公正な市場価格未満で売却する場合には、何らかの拘束・負担が暗黙のうちにあると想定するのが自然であり、そうした条件で購入した株

主が大多数であれば、補助金の効果をそのまま発現させるようなスキームになっているのではないかという疑いが濃くなる。しかし、そうした株主が少数の場合にまで、かかる拘束や負担が守られると想定するのはあまり合理的とは思われない。

ただ本件においては、公正な市場価格未満での売却であるとされたのは単なる株主でなく従業員への売却である点で特殊性があるかもしれない。かつての賃金が低すぎたという根拠を示し難いので、過去の給与の不足分を埋めるものという説明は説得力に欠けるであろうが、今後の賃金の一部を埋めるものと想定されたものという説明が論理的にはあり得るからである。つまり、本来は民営化後賃金を引き上げるべきであったが、株式を時価を下回って購入できたことにより、労働市場よりも安い賃金で雇用できるようになったので利益が残っていると説明できる可能性がある。配当額は、公正な市場価格で買い受けた株主の要求に合わせられたとしても、労働条件の変更は容易にはできない可能性が高いため、補助金の利益がそのまま残っているとみたほうが合理的ともいえる。

3 その後の経過

2005年11月18日に、米国は採択された報告書の実施のために議会の関係する委員会と折衝していると報告した²が、その後報告はなされていない。

以上

参考文献

1. WorldTradeLaw.Net Dispute Settlement Commentary (DSC) - Panel Report on Countervailing Measures Concerning Certain Products from the European Communities: *Recourse to Article 21.5 of the DSU by the European Communities*
2. 佐分晴夫、「米国のECからの特定産品に対する相殺関税措置」パネル報告・上級委員会報告、ガット・WTOの紛争処理に関する調査（調査報告書XIV）、145頁。
3. 松下満雄、「米国の英国鉄鋼製品に対する相殺関税措置」パネル報告・上級委員会報告、ガット・WTOの紛争処理に関する調査（調査報告書XI）、27頁。

² WT/DS212/19